

# 日本のワクチン受容史

——ジェンナー博物館にて予防接種法を考える——

渡部 幹夫

平成21年2月25日、英国 Berkeley に Edward Jenner Museum を訪ねた。冬季間は一般公開されていなかったが、前もって連絡をしての訪問であり、その展示とアーカイブスの蒐集作業の説明を受け見学することができた。1796年からジェンナーが種痘を行っていた Temple of Vaccinia と呼ばれる小さな草屋とともに、その住居が1985年に整備され博物館として公開されている。築200年を超える建物は豪華さからはほど遠いものの、種痘のたどってきた歴史と、人類が天然痘の脅威から解放された科学の歴史を語るに十分な存在感があり、収集品の展示がされている。日本の書籍として『緒方洪庵伝』（緒方富雄著）も展示されていた。現在の世界の保健問題である結核・HIV/AIDS や免疫学の基礎的な展示もされている。一般公開をしていない冬季間も学芸員と研究員は常駐しており、イベントや博物館の整備充実のために働いている。Wales との国境に近い片田舎の寒村である Berkley にははじめられた牛痘接種がひろがり、200年を経ずに天然痘を世界から根絶したのであるが、その人類の歴史を語り継ぐにためにもこの博物館の充実を期待している。

種痘の歴史にはジェンナーの牛痘接種発表に先立つ各種の人痘法の歴史と、牛痘法の開発後にもいろいろな形で起こった反対運動の歴史もある。博物館にはその代表的なものである Anti Vaccination League の資料も展示されていた。新しい医療技術の人間社会での受容はそれほど単純なものではないことが知られる。

日本の種痘の受容過程については多くの研究がされている。今回は日本の医療の歴史を振り返って予防接種の法制史に対する問題提起を行った。日本では明治9年天然痘予防規則が施行され、明

治42年には種痘法として強制接種制度が確立した。その後、陸軍部内や内務省の訓令としての予防接種の徹底実施指導はあるが、終戦後昭和23年にGHQの指導により制定された予防接種法まで法的な規定はなかった。この法律の制定について『厚生省二十年史』（昭和35年刊）は次のように述べている。「予防接種の広範な実施の結果は伝染病患者数の著しい低下となって現れ、占領軍当局の強い示唆もあったので、画期的な法律の制定にふみきった。定期及び臨時の予防接種を行う六病（痘そう・腸チフス・パラチフス・ジフテリア・百日咳・結核）臨時の予防接種のみ行う六病（発疹チフス・コレラ・ペスト・猩紅熱・インフルエンザ・ワイル病）を定め、予防接種を受ける義務をすべてのものに課する予防接種法を制定した。このように広汎な範囲の疾患に強制的に行なう制度が設けられているのは諸外国にも例がないものである。（筆者編集）」

一方GHQ/PHWを率いていたサマスの『DDT革命』（竹前栄治編訳）には「血清・ワクチン・抗生物質その他の薬品を外国から輸入するよりもむしろ日本で製造する計画を立てた。GHQの指令により実施された予防接種法。予防プログラムの死亡率全体に対する究極的效果には素晴らしいものがあつた。粗死亡率の改善によりアメリカの粗死亡率よりも低くなった。（筆者編集）」の記述がある。事実WHOの統計では1944年までの天然痘と発疹チフスの発生率は米国のほうが日本より高く、日本の終戦直後の法定伝染病の爆発的発症は、予防接種法の成立した昭和23年には既に激減していた。

予防接種法の成立前後には日本の疲弊した戦後状況の中で、岩ヶ崎接種結核事件や京都・島根ジ

フテリア予防接種禍などのいくつもの予防接種に起因する事故が起こっている。占領下の日本の事故や事件については歴史的な検討が十分にされていないことが多い。日本の高度経済成長期に起こった公害や薬害の研究者もこの時代の研究をあまりしていないように思われる。昭和40年前後には種痘禍を代表とする予防接種に伴う事故が多発しており、『私憤から公憤へ』(吉原賢治著)に詳しい。予防接種事故の救済制度も作られたが、予防接種法は平成6年の全面改正まで、その強制的法制度を持ち続けた。日本の現在の予防接種法に基づく行政も、現代のワクチンによる予防医学の世界的潮流からは遅れているとの論評が多い。

日本がGHQの指導で制定した予防接種法は、GHQ/SCAPの文書をたどるとFEC(極東軍司令部)の軍規文書にまでたどり着くことができる(『民族衛生』73巻, 243-252頁, 2007年に報告)。米国の軍規にあり、日本の最初の予防接種法には欠落しているものはPrecaution to be observedの部

分である。軍規では予防接種は医官の監督下に行い、医学的に予防接種の禁忌とされるものへの予防接種は免除しなければならない、とされている前提が日本の法では欠落していた。

牛痘接種発祥の英国において1840年(天保11年)につくられたVaccination Actは、人痘接種を違法としたこと、無料接種の原則、罰金制度からなるという。英国ではその後もActは繰り返し改正されて、1898年(明治31年)には合理的理由による種痘接種免除の規定がされている。それと比較した場合、日本の明治42年の種痘法は法律の上で明らかな免除規定などはなく、実際の運用には困難を伴う事が多かったと考える。

現在のワクチン行政の混乱にも保健行政と法との問題が深く関係している。科学的、医学的に合理的な用語を日本の法律の中にどのように組み込んでゆくか残された課題は多い。

(平成21年12月例会)

## 日本在来馬と西洋馬

——日欧獣医学交流史と関連して——

小佐々 学

馬の家畜化は後期新石器時代とされ、伴侶動物としての歴史は6000年前までさかのぼる。馬への騎乗や馬車の利用は人間の能力を飛躍的に拡大しており、ギリシャ帝国やモンゴル帝国の建国からも分る通り、洋の東西を問わず、馬の軍事利用が強大な世界帝国を生むようになった。軍馬の優劣や頭数とその後の世界の歴史を大きく左右しており、「馬が世界の歴史を創った」と言っても過言ではない。馬の価値の増大は、必然的に馬を扱う専門職である獣医師を育み、獣医療や獣医学の発展を促してきたのである。

わが国においても、宇治川の先陣争いで知られ

る佐々木高綱の名馬「生唼(いけづき)」をはじめ、合戦と武将に関する逸話は『平家物語』などの軍記物に数多く記述されている。「名将に名馬あり」といわれるように、人と馬は文字通り「人馬一体」となって歴史上大きな役割を演じてきたのは周知の通りである。

家畜化された野生馬の主要な系統は、体高が130cmくらいの中型馬の元になった草原馬系の蒙古野馬と、体高150cmくらいの俊足な大型馬の元になった高原馬系のアラビア馬である。この世界最高の「貴種」とされるアラブ種が英国で改良されて、体高160~170cmの「走る芸術品」とよ